

## 『税務弘報』2022年8月号の訂正

標記の号の内容につきまして、誤りがございましたので、お詫び申し上げますとともに、次のおり読み替えていただきますようお願い申し上げます。

訂正箇所	誤	正
130 頁上から 8行目以下	<p>熊王：とてもじゃないけどやってらんない。 そこでこの間101が追加されたんです。これも、ある意味当然というか、現実的な取扱いです。月単位でも年単位でもいいので、経過措置の適用を受ける課税仕入れを全部合計したところで、まとめて税額を求めて、そこに8割・5割を掛けるということです。</p> <p>結果的に、この経過措置分は、割戻し計算でも積上げ計算でも同じになりますね。</p> <p>渡辺：唯一違うのは、積上げ計算の場合には切上げが禁止です。</p> <p>熊王：たしかに、割戻し計算は端数処理に決まりがないですからね。</p> <p>渡辺：ただ、せいぜい1円くらいの違いで、大した影響は出ないだろうと思います。</p>	<p>熊王：「とてもじゃないけどやってらんない」というのが正直な気持ちです。</p>